

# 福祉バス使用団体心得

平成27年 4月22日作成  
平成30年12月13日修正  
令和2年2月7日修正  
令和2年9月1日修正  
令和3年11月1日修正  
令和4年2月3日修正  
令和4年7月12日修正  
令和5年2月27日修正  
令和7年4月1日修正  
令和7年7月14日修正

1. 福祉バスは、「ふれあい号」（28人乗りのマイクロバス）1台の運行とします。
2. 運行範囲は福井県嶺北管内です（障害者団体は福井県内）。
3. 福祉バスを利用できる1回の人数は10人以上28人以下とします。
4. 福祉バスは、高齢者や障がい者等の移動支援及び地域福祉の担い手による公益的な活動支援を目的としています。観光、行楽又は娯楽を主たる目的とする活動及び飲酒を伴う活動には使用できません。

ただし、障害者団体又は高齢者団体が、日常的に困難な活動を社会参加、交流又は自立支援等の福祉的な目的をもって行う場合は使用できます。

※利用団体の性質に応じた使用要件がございます。

団体名	利用目的	制限事項
高齢者団体	すべての社会福祉活動	飲酒を伴う活動は禁止
障がい者団体	同上	同上
社会福祉協議会、 地区社会福祉協議会	同上	同上
母子寡婦福祉連合会	同上	同上
福祉ボランティア登録団体	慰問、研修、地域福祉推進等	左記以外の活動不可
市立小中学校	地域交流、福祉教育等	左記以外の活動不可 (部活動・クラブ活動等)

5. バス内での飲酒及び喫煙は禁止します。守れない場合は今後、使用を許可しません。
6. バス使用中に出たゴミは必ず持ち帰りください。悪質な場合や頻繁な場合は、今後使用を許可しません。
7. バスの利用申請方法についての流れは次のとおりです。
  - ①各団体から3月上旬までに次年度の年間計画書を提出。  
その際、加盟先の団体等がある場合、一旦とりまとめの上で提出のこと。  
(小・中学校⇒教育委員会事務局、まちづくり会館、コミュニティーセンター⇒総務課、健康体育課、高齢者団体⇒市高齢者連合会、各地区社会福祉協議会⇒市社会福祉協議会)
  - ②年間計画書をもとに全体の年間計画を決定。(日程が重複する場合は調整を行う。)
  - ③全体の年間計画決定後に予定に変更が生じた場合や、新たな利用希望がある場合は福祉課へ連絡し、日程の確認を行う。
  - ④利用する3ヶ月前から15日前(土曜日・休日除く)までに、「福祉バス利用申請書」を福祉課へ提出。
  - ⑤利用申請書の内容を審査し、要綱に沿った利用であれば福祉課から「福祉バス利用決定通知書」を発行する。
  - ⑥「福祉バス利用決定通知書」は利用当日、出発前にバス運転手に渡す。

#### 【注意点】

年間計画書や利用申請書の提出時点では、内容の審査が済んでいないため、利用決定を受けたことにはなりません。

利用申請書の内容によっては許可できない場合や、行程の見直し等を求めることがあります。内容について不安がある場合は福祉課へご相談ください。

8. 利用申込書における責任者は必ず乗車してください。乗車する者の確認を行うなど適切な運行に責任を持ってください。
9. 団体は利用者名簿を管理し、利用後に変更があれば再度提出してください。
10. その他、必要に応じて勝山市長（代理 福祉課長）と協議の上、心得を修正いたします。

【担当】福祉課 社会福祉係 福祉バス担当者 三屋 TEL87-0777

## 福祉バス感染症対策

1. 感染症の流行の状況によって、市の判断により運行そのものを中止する場合があります。また、流行している地域への運行は許可しません。
2. 福祉バスを利用できる1回の人数を28人以下とします。
3. 感染症対策として次のことを実施してください。
  - ・体調が悪い方、発熱のある方は乗車しないでください。
4. 利用団体の責任者は乗車名簿を手元に置き、緊急時に備えて下さい。